

論文

## 自らにとっての「救い」を見いだす実践

——中国新婦仔の家族・親族との関係に関わる生活史を中心に——

李 思 航\*

## 1. はじめに

新婦仔あるいは童養媳シンブァ トンヤンシーは、中国の古い婚姻制度に基づき、成長後に息子の嫁にするために生家とは別の家に養子として引き取られた女兒を指す言葉であると同時に、婚姻形態そのものを指す言葉でもある。

新婦仔の慣行は宋代に始まり、清代に盛行となったとされる(李 2017)。清代に新婦仔慣行が拡大した背景や経緯については、社会史分野において多くの研究蓄積がある。小川快之によれば、当時の貧しい農村社会では「厚嫁」習俗(贅沢な婚礼をする習俗)があり、娘の養育費用や将来の高額な結婚費用が負担できない貧困層の間で新婦仔婚が選ばれたとされる。また「溺女」(女兒の間引き)の習俗がみられ、その改善策として一部の地方官が奨励したことにより新婦仔の慣行が広がったという<sup>1</sup>(小川 2014)。同じく費孝通は、新婦仔婚は、1) 生家にとっては「口減らし」となり経済的な負担が軽減できること、2) 婚家にとっては婚礼費用に伴う経費の節約となり、新たな労働力を確保できることから、貧しい家で執り行われていた慣行であるとし、この慣行の増加は清代の太平天国の乱および農村手工業の衰退と関連しているとする(費 1939 = 2018)。また先行研究では、伝統的な婚姻形態の理念と異なる同制度は、人びとの蔑みの対象ともなっていたと指摘している(費 1939 = 2018; Wolf and Huang 1980)。実際、新婦仔は、婚家で実の娘と同じように大切にされる場合もあったが、毎日食事も満足に与えられず、幼いにもかかわらず過酷な労働を強いられる場合も多かったとされる(Freedman 1966=1995)。

中国では近代国家建設に伴って、女性解放や婚姻、恋愛、性道徳などに関して活発な論争が起り、国民政府は1930年に近代民法を公布した。しかし、この中国初の近代的な民法は一部の都市のインテリ層に影響力を与えたのみで、農村の現実とは無関係なものであった(小浜ほか編 2018)。新中国成立後、1950年の現代法の成立に伴い、新婦仔の慣行が法的に問題視され、女性を商品として売買するという犯罪行為とみなされることになった。これにより、現行の中国刑法では、新婦仔として女兒を引き取ることに「婦女児童誘拐売買罪」などの罪状が科されるようになった。しかし中国では、人身売買・トラフィッキングの取り締まりは国際水準に達しておらず、裁判における人身売買の認定には障壁が存在する(陳 2013)。そのため、新婦仔の慣行は都市では完全に消滅したものの、「生産様式や交際条件そして文化的環境の違いにより、農村の人びとの婚姻観の変化は明らかに都市の住民より緩慢で」(張 2016:85)あり、一部の農村では新婦仔の慣行はいまだ存続している。

新婦仔の慣行それ自体に光をあてた研究もわずかながらある。英語圏の人類学者であるウルフは、1950年代の台湾を事例に、新婦仔婚には女性を幼小時からしつけることによって成人後の嫁姑関係を円滑にし、家庭の安定を維持するという戦略があると指摘した。そのうえでウルフは、新婦仔をこうした家族戦略における構造的な被害者であると位置づけている(Wolf and Huang 1980)。他方、近代の新婦仔を研究対象とした社会史学者である李奎原は、文献研究を通じて、1930年代から40年代に中華ソビエト共和国域内(共産党政権の地域)の辺区において行われた当時の政府による新婦仔を解放する試みを記述した(李 2017)。そのなかで新婦仔は単なる構造的な被害者ではなく、

---

キーワード：新婦仔 婚姻制度 生活史 救い 家族・親族関係

\*立命館大学大学院先端総合学術研究科 2020年度入学 公共領域

積極的に既存の婚姻制度や社会規範に対する改革活動に参加し、自由を獲得するためにしたたかに行動する主体でもあると論じた。

以上の先行研究は、新婦仔の慣行がもつ問題について明らかにしたうえで、異なる新婦仔像を提示している。新婦仔に関する現代的な研究はほとんど展開されていないが、ウルフが論じたような、構造的な問題のなかでの受動的な被害者と、李奎原が論じたような、既存の社会規範に抵抗する変革の主体に二分化された新婦仔像が、現代の新婦仔への支援活動やメディアの報道にも引き継がれている<sup>2</sup>。

実際、受動的な被害者と抵抗する主体という二分化された女性像は、新婦仔に類似する慣行をもつ他地域の研究にも共通してみられる。例えば、キルギスの誘拐婚の代表的な論者であるクラインバックとババイロヴァは、誘拐される女性たちとは基本的に被害者であることを前提に、10の村落と1つの都市で人権侵害などに関する教育プログラムを実施し、近代的な教育や都市部での代替的な雇用機会の創出が誘拐婚の消滅において重要であることを論じている (Kleinbach and Babaiarova 2013)。他方、サタエバは、キルギスの社会的文脈において女性たちが誘拐婚に表立って抵抗することが非常に困難であることを前提としながら、彼女たちが日常的な「社会的相互作用」を通じて、誘拐された花嫁になることを拒否したり、権力関係に挑戦したりすることで、ささやかな抵抗を行うことを指摘している (Sataeva 2017)。

しかし、望まない結婚をさせられた女性像はこの二つに還元しうるのだろうか。現代中国の新婦仔たち自身が生家や養家の人びと、同じ新婦仔や支援者をふくめた人々との関係の中でどのように生を紡いでいるのかに関して、新婦仔たち自身の語りを通じて詳細に示した研究は管見の限りない。後述するように、新婦仔の生活史をみると、彼女たちはそれぞれの人生の局面で、ままたまならない状況に翻弄され、なすすべもなく耐え忍んだり、時には逃げたり、抵抗したりする。また時には自らの権利を訴えたりもするし、権利の主張を諦めたりもする。こうした新婦仔の生活史からは、彼女たちを一枚岩的に構造的な被害者／弱者とみなす視点や、近代的な「婚姻の自由」を訴える主体と見なす視点からは、零れ落ちるものがある。

そこで本論文では、時期は異なるものの、養家で過酷な生活から逃げ出した2人の新婦仔の事例をもとに、新婦仔の生活史を検討し、彼女たち自身が人生の様々な局面での実践をどのように語るのかを考察する。まず、次節では、新婦仔像をめぐる既存の議論を、社会学・人類学における「構造」と「個」をめぐる議論に位置付けて整理し、本論文の射程と切り口を明確にしたい。

## 2. 受動的な被害者と抵抗する主体を巡るジレンマ

新婦仔をめぐる先行研究は、上で述べた通り、新婦仔を、伝統的な制度・社会構造の弱者、被害者とみなす議論から出発した。これに対して近年、李 (2017) などの新婦仔の主体性に光をあてる議論がある。この研究動向それ自体に、社会学・人類学における構造と個に関する議論のジレンマが内包されている。

たとえば、スコットは、マレーシアの農民が強力な国家機関の下で直接的な抵抗活動が実質的に不可能ななかでちょっとした盗みや嘘などの日常的抵抗を取り上げ、「弱者の武器」として論じた (Scott 1985)。また松田素二はケニアの都市における出稼ぎ民であるマラゴリ人を対象として、都市権力による暴力的な抑圧に対する人びとの創造的な営みを論じた。松田は、マラゴリ人たちが植民地体制や都市の権力を打破するために暴動やデモといったハードな抵抗をしても太刀打ちできない現状があることを前提に、彼らが空惚けたり、サボったり、ごまかしたり、逃散したりする「ソフト」な抵抗の可能性を論じた。それは「ごくありふれた日常知のなかに、巨大で不可視な権力と化した近代知を、脱意味化の戦術を通して変異させていく」(松田 1999:200-201) 実践であり、それを通じて、松田はマラゴリ人たちの主体性を提示しようとした。

しかし、こうした抑圧された人びとの創造性や主体性に光を当てる日常的抵抗論には数多くの批判がある。たとえば、グットマンは、スコットがいわば環境悪化に対して民衆が柔軟に適應することを抵抗として扱うことの妥当性を問い、スコットの議論が「抵抗の儀礼」にすぎず、既存の秩序を維持するのに役立つような行為を賞賛しているにすぎない、と批判する (Gutmann 1993)。吉岡政徳 (2000) は、無意識のうちに行っている日常的な実践をなぜことさら「支配システムに対する抵抗」と読む必要があるのか、と批判する。同じく小田亮 (2017) は、「抵抗に

は見えない抵抗、抵抗なのかどうか分からないような行為を指す」ソフトレジスタンスのような、当事者でも抵抗とっていないことを外部者が「抵抗」とみなすことへの疑義を提示し、外部者がしたたかな抵抗を強調することで、逆説的に構造的な問題がみえにくくなることを問題にしている。

こうした抵抗論批判に対する反論もある。たとえば、阿部利洋は、スコットの議論（Scott 1985）と対照させつつ、松田のいう「ソフトレジスタンス」は個人個人の振る舞いのレベルを越えて、集合的な扶助システムや行為の正当な動機付けを保障する意味の基準となる物語など、単なる受容や適応のレベルを越えた新たな環境・システムの創出を志向することも含んでいると述べている（阿部 2021:135-136）。

抵抗や主体性に着目しつつ、そこに可能性を見出そうとするこうした議論に対して、主体の非一貫性に注目する議論もある。たとえば、丸山里美（2013）は女性野宿者の生活実践の研究において、自立か排除かの二者択一を迫るような法の伝統は、個人個人が選択できる自立した主体であることを前提に議論を進めるものであると批判している。丸山は、当事者たちの、その場その場で抵抗することがありながらも、変革の意志を貫徹しないという揺れ動く主体性を見出している。彼女の議論は、抵抗と受動のはざままで揺れ動く主体を提示してはいるが、やはり構造と個のジレンマの構図の中で主体を捉えるものである。服従か不服従、抵抗するか否かといった論理のはざままで揺れ動く実践とは、異なる論理に基づく実践はないのだろうか。

本論文では、ままならない状況に陥った新婦仔がそれまでの人生に納得したり、それ以降の人生を紡いでいくために、彼女たち自身が不利になったり権利を諦めたりする局面、すなわち抵抗や変革を諦める実践に光をあてる。抵抗や諦めといった行為それ自体が示す意味とは別に、彼女たちが行為選択をどのように意味づけて語るかを検討する。それを通じて対他的にみれば「服従」や「諦め」にみえることの中にも、彼女たち自身にとっては納得や抛り所を見いだそうとする実践があることを示す。次節では、調査方法と調査対象者について述べる。

### 3. 調査方法と調査対象

本研究では2017年から2021年まで、通算約7か月にわたって、福建、広西などの中国南部地域を拠点に、現代を生きる新婦仔を対象として生活史調査を実施した。新婦仔への支援活動をしているボランティアから調査対象者を数名紹介してもらい、その後はスノーボール方式で調査対象者を探した。1人4時間の聞き取り調査を行い、10名に対して計12回の聞き取りを行った。

中国の女性为新婦仔になる経緯には時代性が大きく影響している。とくに、改革開放に伴って農民工と出稼ぎ労働者の数が増加し、新婦仔が自立できる機会も増えてきた1980年代を境に新婦仔の暮らしは大きく変化した。そこで本論文では、人口の流動性が低かった1950年代に新婦仔として養家に引き取られたMさんの事例と、人口の流動性が高まった1980年代に生まれ、2000年代に新婦仔として養家に引き取られたPさんの事例を取り上げる。

### 4. 新婦仔になった経緯と養家での生活

本節では、まずMさんとPさんという2人の女性が、新婦仔になり、養家で生活を送った後、養家から逃げるまでの生活史を検討する。インフォーマントの語りに基づく、Mさんの幼少期にあたる1950年代には新婦仔が数多く存在していた。その後、1966年から1976年の間に生じた文化大革命の時代になると、農民の移動が制限され、女兒が新婦仔として引き取られる先が出身村落の近隣地域に限られるようになった。生家の近くにある家に養女に出されると、すぐに生家に逃げ帰る可能性が大きいため、新婦仔慣行は一時減少した。しかしPさんの幼少期にあたる1980年代になると、改革開放後に農民が自由に移動できるようになり、また、張菁が述べる通り、従来の法体制と新しい時代に向けた法整備の狭間の時期になったため、誘拐などの違法行為が頻発し、ふたたび新婦仔の慣行が増加していくこととなった（張 2011）。

#### 1) 50年代に父が処刑されたMさんの事例

1936年に生まれたMさんには、9人の兄弟姉妹がいた。5人の兄弟姉妹はジフテリアで夭折し、生き残ったのは、

Mさんと、Aさん、Bさん、Dさんという3人の弟だけであった。Mさんの父は1900年に貧困家庭に生まれた。父は勉学に励み、30代で地方の学校の校長を務めるまでになった。そのため、1940年代にMさん一家は地主階級の仲間入りをして、富裕層となっていた。しかし、土地改革時期であった1950年に、Mさんの父は、彼の所有地の分割を求めている農民たち——共産党が行った階層区分のもとで、地主から土地の無償分配を受けるという権利を付与された人びと——によって誣告され、反革命罪で処刑されてしまう。Mさんの父が亡くなった後、家計の悪化に伴い、Mさんの母は物乞いを始めた。一家は飢餓状態に陥り、周囲から冷たい目で見られたり、いじめられたりすることなどもあった。

家族を養い続けるため、Mさんは学校を中退した。母は仲介者の「身請け先の家の暮らしぶりはよい」という話を信じ、Mさんをおよそ7.5円で売った。3人の弟は母の元に残り、15歳のMさんは新婦仔として仲介者に連れられて、養家に引き取られた。Mさんは養家に着いてすぐに、騙されたことを悟ったという。養家は経済的に極めて貧困な状況にあり、嫁を取る費用を捻出できないがゆえに、新婦仔を引き取ることにしたのだった。

政治的に混乱し、社会資源が脆弱であった50年代に、中国の貧しい地域における家族機能の問題は、往々にして社会的により弱い立場の家族成員によって対処された。すなわち「重男軽女」の規範において女兒に負担がかかる構造になっていた。下記の経緯で新婦仔となったMさんの養家での生活も、抑圧的なものであった。

Mさんは、養母によく殴られたと話す。日々の生活では草刈りのほか、一日中物乞いをさせられることもあったという。当時の農村社会では新婦仔の存在は珍しくなく、隣に住むZ家のYさんも新婦仔であった。彼女はMさんより3歳年上であり、よくMさんの相談に乗ったり日々の暮らしを助けたりし、2人はすぐに仲良くなった。YさんもMさんと同じように物乞いをせざるを得ない生活状況にあった。

ある時、Yさんはレンガで土壁に穴をあけ、こっそり両家の息子——MさんとYさん、それぞれの許嫁——の会話を聞いた。そこで許嫁たちが「もし彼女たちが逃げる気持ちを持っていることが判明したら、2人を近所にある急流の川に突き落とし、溺死させる」という会話を交わしているのを聞いた。Yさんは、その話をMさんに伝えた。Mさんはその時に初めて逃げようと考えたと語る。

Mさんが「両家に食べものがない今のうちに、私たちが逃げてしまおう」という考えをYさんに伝えると、Yさんは怖がったが、結局、Mさんと一緒に逃げることにした。逃げた先の畑で、2人は1人の老女に出会った。彼女たちがその老女に自分の状況を訴えると、老女は彼女たちの母に連絡することを助けてくれたという。そうしてMさんは逃げ、実家へと戻っていった。

## 2) 2000年代に孤児であったPさんの事例

Pさんは1988年に生まれた。彼女には姉と妹が1人ずついた。一人っ子政策の時期にあってPさんの父は、3人の子どもがいるという理由で免職された。親族のなかで、自分の家にだけ男児がいないことを恥じた父は、よくPさんの母を殴った。それに堪えきれなかった母は次第に精神を病んでいった。1997年のある日、Pさんの父がPさんの妹を叱る際に暴力を振るい、その際に母は鋏で父を殺した。母が警察署に連行された夜、村民らは混乱状態の中で、Pさんの家の家畜を全部奪っていったという。一か月後、Pさんの母は統合失調症と認定され、釈放された。

その後、Pさんの伯父がPさんの父の葬儀の間に小麦の収穫を手伝った費用を取り立てに来た。費用を返済できない母は、伯父に殴られた。Pさんの母は家出し、そのまま戻ってこなかった。じつは一人っ子政策時代に、伯父が第2児、3児をもうけた際に、村の幹部であった生前の父が、伯父の罰を軽減するような働きかけをしなかったため、Pさんの生家と伯父の家の間にはわだかまりがあったという。

父親が亡くなり、母親が行方不明となったPさんら3人姉妹は、伯父の家に里子に出された。保護者となった伯父は、国家から受け取った孤児補助金を自分のものにし、3人を就学させないだけでなく、彼女たちに重労働をさせていた。Pさんは伯父の家に引き取られた9歳の頃から、12歳で新婦仔として他家に引き渡される直前まで、過酷な農作業を継続的に強いられてきた。

このように、Pさんの社会的、経済的背景には、女性が男子を生むことを重んじる規範と、父親による暴力、暴力によって精神を病んだ母親による父親の殺害、その結果として家庭が貧困に陥ったことが関わっていた。また公的な支援が不十分であった当時、両親を失ったPさんには、伯父に引き取られる以外の選択肢はなかった。伯父は、

孤児補助金を受け取っていたが、Pさんを就学させなかった。そのことに関しても公的機関からの指導はなかったという。Pさんの養家での生活も、Mさんの場合と同じく、あるいはそれ以上に過酷なものであった。

2000年、当時12歳だったPさんは彼女より17歳年上のCさんと伯父の家で初めて会った。Pさんが、Cさんとの結婚を承諾しなかったため、Cさんの父は何度もPさんの伯父の家を訪ねた。親族たちは「あなたの嫁ぎ先はすでに決まっている。だから、同意していなくても、すぐに嫁ぎ先へ行け」とPさんを諭した。その翌日、Pさんは2人の従姉妹に無理やりトラックに乗せられ、Cさんの家に連れていかれた。

筆者：初めてC家へ来て何を体験したのですか。

P：伯父さんとCさんの親族がCさんの家に集まっていた。村の幹部も来ていた。彼らは話し合いをした後、1枚の売買契約書を作り始めた。村の幹部の1人が、その契約書の最後の2つの項目を私に読み聞かせた。それは、「もし私が大人になって他の人と恋愛した場合、私の方が責任を負う。伯父は受け取った7000円をCさんに返却し、そのうえ私はCさんにもお金を賠償する必要がある」というものだった。(中略)最後に、私は、彼らに強引に署名させられた後、C家の人びとに連れていかれた。翌朝、私は泣きながら、伯父の家に戻りたいと思った。でもCさんの母親は、「あなたの伯父はすでにあなたをこの家に売ったのよ」と言った。

この言葉にあるように、新婦仔は当該村落が保証人になるような売買契約であり、それを新婦仔自身が拒むことができないだけでなく、村の幹部の同席で売買契約書を作成して署名させ、村落の人びと全員で違法行為を合法化するという事態が横行していた。この慣行のもとでは、新婦仔が同意しないままに性行為を伴う暮らしをさせられることが、子どもである新婦仔への強姦を含めて放任され、一部の村落では容認されていた。

P：私はCさんと性交するのをいつも拒んだため、よく殴られた。私はまだ12歳で、初潮も迎えていなかった。毎日、怖いという気持ちばかりで、婚姻の意味も何も知らなかった。私はCさんを殺したいと思ったが勇気がなくて、やがて諦めるようになった。

2001年に、13歳になったPさんはCさんに連れられて福建省に出稼ぎに行った。しかしPさんは幼かったため、できる仕事を見つけられなかった。3か月経ってから、PさんだけがC家に送り返されると、到着した途端、Pさんは伯父の家へ逃げ戻った。Cさんの父が彼女を追いかけて伯父の家に来てきた。伯父がPさんを追い払うと、Pさんの祖母は泣いて、Pさんを家に残れるようにしてほしいと伯父に頼んだ。結局、Cさんの父と伯父は話し合いの結果、Pさんが伯父の家に6ヶ月だけ残ることに同意した。その間、C家は伯父に対して、Pさんの生活費として毎月100円を支払うこととなった。その6ヶ月間、Pさんはずっと農作業を強いられていたという。

P：私は出稼ぎ先で、初めてCさんに性交を強要された。

筆者：伯父の家に滞在した間、親族にそのことを伝えなかったのでしょうか。

P：2001年の4月に、伯母さん(父の姉)は私が性交を強要されたことを知り、私を現地の警察署へ連れて行って、被害届けを出した。対応した警察が調書を作成した後、彼(警察官)は私を病院に連れて行って検査を受けさせた。そこで処女膜が裂けたことが確認され、医者は証明書を発行した。警察は家へ調査しに来た。その時の伯父の言い分は「彼女はすでに結婚しているから、これは強姦ではない」というものだった。その後、警察は調査を中断し、家族どうしの紛争として認定された。

筆者：中国では性的同意の年齢は14歳なのに、これは違法ですけど…それからは？

P：家へ戻った後、伯父に散々に殴られ、警告された。「二度と警察に告発してはいけないぞ」と。(中略)伯父は、豚足や玉子などを持参して現地の警察所長を訪ね、迷惑をかけたことをお詫びしたと言っていた。

この語りにあるように、Pさんは強姦被害を警察に通報したが、警察が家族の問題とみなしたことで、被害の実態がないものとされた。新婦仔慣行は警察にとって「非介入」の対象とされることで存続してきたのである。

2002年の春節の間に、Cさんは出稼ぎ先から故郷に戻り、PさんにもC家に戻ることを強制した。彼女は再び性交を強要され、理由がなくても殴られた。13歳の時にPさんは初潮を経験したが、それ以降、月経はなかった。C家の人びとは彼女が逃げるのを防ぐため、Pさんの足を鎖でつなぎ、家に閉じ込めた。それから2ヶ月が経過した後、Pさんが妊娠したことがわかったので、C家の人びとは彼女の足の鎖を解いた。2002年の後半に、Pさんは娘を産んだ。その後、2003年の3月までに2回目の月経があっただけであった。

P：私はずか14歳だったため、Cさんの父は、もし病院で子どもを産んだら息子が刑に服すことになるのではないかと心配していた。そのため、医者をしていた親族に助産を頼んだ。娘を出産しても、C家の人びとは喜ばなかった。彼らが欲しかったのは息子だから。

2004年に、16歳になったPさんは、Cさんによって再び福建省に連れて行かれた。そのとき彼女はCさんの従兄弟のもとで服の作り方を学ぶことになった。福建省にいる間に、Pさんは再び逃げたが、結局、捕まってC家に送り返された。C家からまた逃げ出すため、Pさんは伯父の家にお金を借りに行ったのだが、伯父はCさんと連絡を取った。その後、Cさんの親族たち10名がやってきて、強制的にPさんをC家に連れ戻した。

2006年にPさんは三度目となる逃亡を試みましたが、彼女は、村から出たところでC家の隣人に目撃され、逃げたことをC家に告げ口された。Pさんは捕まってしまい、このときも自宅軟禁された。

P：心から復讐の念が燃えたけれど、現実の私は、性交を強要されても体が弱くて抵抗できなかった。逃亡と性交の拒否が原因で、私はよく殴られた。初めてC家に入った12歳の時から20歳の時まで、Cさんだけでなく、Cのおおさんの三人娘たちも次々と私を殴った。彼らは殴ることで、私をCさんに屈服させたかったのかもしれない。

筆者：Pさんは本当に屈服したことがありますか。

P：暴力に対しては確かに意志が砕かれそうになったけれど、私は決して屈服しなかった。私は個人の尊厳を守り、積極的に自身の生き方を営むべきだと思っている（後略）

筆者：その後、もう一回逃げてみましたか。

P：2007年に、19歳の私はC家で息子を産んだ。彼らが息子を抱いて、私の目の前に差し出しても、私は彼を見なかった。それまで男の子を出産することを任務と見なしていたので、私はその時にこの任務を完了したと思った。

この話にあるように、当該村落の状況では新婦仔慣行が公認されており、それゆえ周りの人はPさんの逃亡をC家に報告したり、連れ戻したりしている。また当時の村において新婦仔を買う目的は、男児を産ませることであった。そうした目的を「任務」と語る彼女は、自分が産んだ男児を見ることさえしなかった。

息子を産んだ後、Pさんの自由は厳しく制限されなくなった。身分証明書を作るため、CさんはPさんを警察署へ連れて行き、そこで2人で一緒に写真を撮った。Pさんの身分証明書は、Cさんによって戸棚に鍵をかけてしまわれていたが、2008年にPさんはそれをこっそりと取り出して逃げた。これが4回目の逃亡であった。この時にPさんは村から遠く離れた県庁所在地に逃げ、ようやく逃亡に成功した。その後、彼女は喫茶店でウェイトレスとしてアルバイトを始め、1ヶ月に400元の給料を得ていた。

P：喫茶店のマスターはとても親切だし、たくさん服をくれた。数ヶ月経って、私は妹と連絡を取って、彼女がG市でアルバイトしていたことを知り、彼女の近くに行くために、喫茶店のアルバイトをやめた。故郷を離れる前、私は給料で息子に粉ミルクを買い、夜に（C家に）戻って、C家のドアの前に粉ミルクをこっそり置いてから立ち去った。そうすると、私も安心できた。何と言っても、自分の子どもなので。それから、私も出稼ぎ労働者となった。ある靴工場で3年間アルバイトをした。給料は最初の1ヶ月は800元だったが、（その後）

1500 元にまで増えた。人間として生まれ、やっとなとしての尊厳と自由を獲得した気がした。

## 5. 逃亡後の新婦仔の人生と家族・親族関係

前節では、新婦仔が養家へと引き取られる経緯と養家での生活、そこから「逃げた」経験について述べた。本節では、新婦仔が養家を出奔した後の暮らしに光をあて、彼女たちが新婦仔ではない一人の女性として、どのように家族・親族との関係を捉えながら生きているのかを検討する。

### 1) M さんの事例

M さんは、養家を出奔し畑で老女に助けられた後に、物乞いをしていた母親と再会する。1955 年に、M さんは実家で暮らしながら、毎日朝 4 時半に起きて Q 部長の家で家政婦として働き始めた。彼女の 1 ヶ月の給料は 6 円で、肺結核を患う Q 部長の妻の食事の残りを食べさせられる (Q 部長の妻からわざと肺結核をうつされそうになる) といったいやがらせもされたが、それで弟の高校の学費を支払うことができた。

1956 年に、M さんは地元の製薬工場に就職し、その後に配偶者を得た。彼女は 3 年間落ち着いた生活を送ったが、1959 年から 1961 年まで農村部は食人行為が横行するほどの大飢饉にみまわれた。1963 年に、M さんは当時の政策により、地方の農村で肉體労働を強制され (徴農され)、思想改造を受けた。これは政治イデオロギーに基づいたものであったが、都市部における労働者の集中を緩和し、都市と農村の格差を解消するという経済的目的にも基づく施策であった。都市部へ戻った後、生活を維持するため、M さんは理髪師として働き始めたが、しばらくして腎炎を発症した。また 1966 年には、M さんの母が乳癌に罹り、十分な治療費の捻出ができずに亡くなってしまった。

1980 年代になって M さんの父の無実がようやく証明された。その背景にあるのは、1970 年代末から鄧小平が取り組んでいた、冤罪となった人々の名誉回復である。政府からの補償金は、冤罪に対する補償だけでなく、かつて不当に収用された土地への補償費用も含んでいた。しかし M さんが「名誉回復書」をもらった時に彼女はすでに 50 代となっており、1951 年の冤罪から一時代を経ている。しかもその補償金は、M さんが家政婦として働いて高校へ通わせた弟たちのものになっていた。現在、M さんは、離婚した娘とふたりで暮らしている。

筆者：今、弟たちとどう関わっているのか。

M：すでに私のことは忘れてしまっているらしく、あまり連絡していない。

筆者：なぜ…

M の娘：そもそも補償書は D 叔父 (M さんにとっては D 弟) が持っていたけれど、A 叔父 (M さんにとっては A 弟) が D 叔父のところから補償書を騙し取った。その後、私の父に教えたのは「もし私のコネを利用したら、より多い補償金をもらえる」という話だった。結局、A 叔父は補償金を受け取った後、一人こっそり去っていった。現在までも、(自分たち親子は) A 叔父からお金を受け取っていない。

筆者：なぜ、補償金を受け取るために A 弟を起訴することはしなかったのか。

M の娘：A 叔父から「補償金であなたの母に腕時計を買う」という話があった。しかし、我々は拒否した。父が言った通り、「人命に関わる補償金で品物を買って祝うということはおかしくないか」(と自分も思う)。

M：そんなお金は要らない。

M さんに現在の生活について尋ねると、彼女は次のように語った。

M：夫と苦楽をともにして添い遂げた人生を思い出すと、幸せを感じる。親切な働き手だった。貯金はあまりなかったけれども、夫はよく私の実家を支援した。2011 年に、彼は 81 歳で亡くなった。その後、私は 5 年間泣き暮らし、夜も寝られなかった。今年に入ってやっとな気持ちが落ち着いてきた。

(※ M さんの娘が、聞き取りを行っている部屋から一時的に退出した)

筆者：時間とともに、だんだん記憶が薄れてきたのではないのでしょうか。

M：時々思い出すと、涙がでてきくる。大変だ。誰かが私に腹を立てていると、落ち込んでしまう。娘は私を旅行に連れて行くなど、親孝行でいい人だけど、時折機嫌が悪くなる。娘は私の体を心配して、人生を語らせないのよ。でも老後の生活で、いろんな記憶を思い出すと、ときには、誰かに話したいけど、自宅で相談できる人がいない。

Mさんの娘は、Mさんに新婦仔としての辛い経験を思い出させないために、Mさんが自身の人生を語ることを快く思っていない。Mさん自身も新婦仔としてではなく、その後に夫と築いたささやかな暮らしを幸せだと語り、それを思い出すことが多いと言うが、それでも、Mさんは自分の人生経験のなかのトラウマを語ったり、突然に感じる悲しみを誰かに話したりすることができない状況を辛く感じてもある。こうした状況でMさんは仏教を信じるようになったとも語る。

## 2) Pさんの事例

Pさんは、2011年に妹に戸籍の状況を調べてもらってはじめて、自分の同意なしに2008年に結婚登記がされてしまっていたことを知った。既婚状態にあるため、Pさんは再婚できない。離婚するためにPさんがC家を訪れると、C家の人びとは、出稼ぎに行っていたCさんに連絡をとった。そのときにCさんがPさんに対して電話で告げたのは、「もし（あなたが）他の男性と恋愛するなら、あなたを見つけ次第、きっと殺しますよ」という脅し文句であった。この発言を聞いたPさんは、C家から再び逃げた。

Pさんは正面切って抵抗はしなかったが、それ以降の都市生活において積極的に自由恋愛を追求し続けた。Pさんが妊娠したことを知ったPさんの恋人は、子どもを産むことを切に望み、Pさんは出産した。彼女が予想していなかったのは、そうして産んだ子どもRが、生後5ヶ月で小児脳性麻痺と診断され、2歳の時（2014年）には自閉症スペクトラムであると診断されたことである。

筆者：ふたりは、子どもの問題にどのように対処する予定だったのですか

P：彼（内縁の夫）は外泊しはじめ、家に帰ってくるたびに私と喧嘩した。（彼は）ギャンブルに耽溺し、漸く自棄になっていた。彼の親族が一時大騒ぎをして「子どもを捨てるつもりだ」と言っていた。けれども、私は強く反対し、自分自身で子どもを何とか生かしたかった。彼は行方不明となり、（私は）養育費をもちろんもらっていない。

Pさんは、自分が置き去りにされた経験を念頭に置いて、「障害を持っていても自分の子供である娘とは離れたくない」と語る。

2015年に、農民工として出稼ぎに従事していたPさんは、あるソーシャルワーカーと偶然に出会った。彼女はPさんの経験を「信じられない」と語り、Pさんの権利を守るために記者に連絡し、支援するので訴訟するようにとPさんに勧めた。

2016年に、PさんはC家が所在する地域の裁判所で離婚訴訟を起こした。同日、Pさんは警察署にも行き、Cさんに強姦されたことを訴えた。警察署からの答えは、強姦罪の公訴時効が10年間で規定されており、当時すでに28歳になっていたPさんの被害は時効期間を過ぎているがゆえに、告訴は受け付けられないというものであった。この回答に対して、Pさんは「そもそも13歳の時に私と伯母はすでに強姦された事実を警察署へ届け出ている」と反論した。それに対して、2016年現在の署長は「調書を保管したファイルを紛失したため、検証できない」と答えた。Cさんは当初、Pさんと離婚することに同意せず、Pさんを脅し続けていた。だがPさんの新婦仔としての経験がメディアに報道されるにしたがって、裁判に対する注目が集まるようになった。

P：2016年のある日の夜8時、裁判官から、裁判所へ来て民事調停を受けるよう知らせをもらったので、すぐに行った。私が到着した2時間後にCさんが警察へ連行されてきた。その間、裁判所で待っていた4人は、Cさんの強姦罪を訴えないように次々と私を説得した。「もし父親のCさんが強姦罪で牢に入ったら、将来、2人

の子どもは公務員試験に参加する資格が失われることになるだろう。すると、2人はあなたを永遠に恨むでしょう」と。

P：私は、複雑な気持ちだった。Cさんが牢に入ったら、そもそも底辺層にいる私にはとうてい子ども2人の養育費を賄えない……。その時点では、早めに離婚して新しい生活を始めようと思い、Cの強姦を起訴しなかった。

裁判所による調停を経て、当事者双方は、Cさんが子ども2人を育て養育費を全て負担するという取り決めと、離婚の合意に達した。Cさんはかつて自分のコネを利用し、民政局の公務員の力を借りて婚姻登記を完了していた。そして今回、裁判所は婚姻の合法性について確認できていない段階で、離婚調停をして判決を下した。Pさんの婚姻手続きに正当性がなかったことを見逃した地元の民政局も裁判所も、新婦仔慣行を放置したといえる。こうした状況でPさんには強姦を訴えたいという意思があったが、子どもの父を犯罪者にすることで彼らの将来を損なうことを危惧し、起訴を諦めた。

離婚した後、Pさんは自らの人生を再び新たに切り開いた。2017年の年初からPさんは自分自身の経験や現状を書いた文章をSNSに投稿するようになった。娘Rの世話をするため、Pさんは自宅外での仕事を辞めざるを得なかった。生活を維持するため、彼女は仲買人としてSNS上でフルーツショップを開いた。

筆者：ショップの収益はどうですか。

P：いくつかの商品については旬を過ぎると、売上げがほとんどなくなることもあるし、SNSで私が書いた物語をたまたま読んだ誰かが同情を寄せて、果物を買ってくれて、一時的にショップの売上が増加したりもするが、ふだんはギリギリの生活がやっと維持できる状態だ。政府の補助をもらって今の借家には無料で住めているが、今、毎月のリハビリテーションの費用などは自分で負担しなければならない。

筆者：あなたが経験したことをSNSで公開することは、Pさんにとっては、どんな意味を持っているのですか。

P：感謝の気持ちで記録している。娘Rがどう感じるかという（ことを気にする）より、娘に対して心からの支援をくれた人びとのように、彼女がいい人に成長したら、幸いだと思って……。つらい人生を書き留めると、私にとっては生活のストレスが緩和できるし、もう一つの動機として、私と同じように不幸な経験を持っている何万人もの女性たちを励ましたいとも思っている。

2019年の夏休みに、PさんとCさんとの間に生まれた子ども2人がPさんと連絡を取り、Pさんの家に来たいと願い出るといふ出来事があった。

P：(2人の子供の訪問について) 私は嫌な気持ちを持っていたけれど、周りにいる、子どもを持つ女性に相談すると、「子どもがかわいそうだし、子どもが責めを負わないように、あなたの母性愛を与えてください」と諭され、結局、彼らを招いた。

筆者：なぜ嫌な気持ちを持っていたのですか。

P：この子ども2人を見ると、私はC家でいつも部屋に閉じ込められて殴られ、強姦された記憶をつい思い出してしまう。今まで、私は経済状態がギリギリでも、節約して貯めた生活費をお小遣いとして与えてきたけれど、2人はお金を欲しがるとき以外、私にあまり連絡しない。2人は、長女のわずか13年上の母がいることを恥ずかしいと思っているのだろう。2人は妹Rに嫌悪感を示すし、私は彼らを追い払いたいと感じている。

PさんはSNSで「強姦で産んだ子どもをどう扱うのか」という題で日記を書いている。

そこでは、この子ども2人に対してすでにあまり愛情を持たず、ただ「痛み」を感じているという気持ちが綴られている。一方で、娘Rに対する思いは温かいものである。インタビューの数か月前にPさんの娘RはSYNGAPI遺伝子の突然変異によってもたらされた癲癇と再診断された。現時点では、この疾患に対する有効な治療方法はない。それに加え、毎月癲癇薬に800円を支払わなければならない。

P：私はよく一人で娘を抱いたまま誰もいない部屋の隅で泣いたけど、絶望を感じるたびに娘を見ると、ゆっくり力が湧いてくる気がする。というのは、彼女は私が未来への憧れを持ったまま産んだ子どもだからだ。長らく家族・親族からは感じる事ができなかった真の愛情を娘からは感じるため、私は一生を尽くして彼女を守りたい。

この語りにあるように、Pさんは娘Rから生きがいをもたらされると語る。Pさんは新婦仔となった経験を持つが故に、普通の生活共同体としての家族関係を越えた、親密性、愛情、ケアで結ばれた関係性を娘Rとのあいだに築いている。

## 6. 考察

以上、年代の異なるMさんとPさんの生活史を検討してきた。彼女たちが新婦仔となった50年代と80年代では社会状況が大きく異なるが、農村部における「重男軽女」の考え方と、地縁関係のなかで新婦仔慣行がなされていたこと、そして彼女たちがそうした農村の社会規範や社会構造に対して不服従の姿勢を貫くことが非常に困難であったことは明らかである。Mさん、Pさんの生活史にも逃げたり、権利を主張したりといった、従来の研究が「抵抗」とみなす実践がみられる。しかし、彼女たちの人生の多くの局面は、耐える、諦めるといった行為で占められている。それは労働や性交を拒否できない養家での人生だけでなく、「自由」を手にした後の人生でも同じである。そうした局面に関わる語りのなかで彼女たちが示すのは、耐えたり諦めたりすることを納得させる根拠となるものの存在である。

たとえば、Mさんは、実家に戻った後にアルバイト先で苦勞しながら、弟たちの学費を稼いだ。その弟たちに父の冤罪の補償金をすべて奪われても、彼女は自分の権利を訴えることをせず、代わりに父の人命に関わる補償金を生活費や好きなものに使うことに「おかしさ」や「屈辱」を感じたと筆者に説明した。また夫が死去した後、老後のMさんは離婚した娘と家族を再構成した。Mさんは娘から体のケアをしてもらう一方で、人生を語らせてもらえず、理解のされなさや孤独感に対処する方法として仏教を信じ始めることで生きていくと語る。

Pさんは、新婦仔時代の経験を思い起こさせる2人の子どもを拒み、逃げた後に自ら切り開いた人生を象徴する娘の世話をすることに対する強い意志を語る。2人の子どもと距離を置きたい理由について、Pさんは、彼らを見ると辛い記憶を思い出すからと述べる。それに対して、障害を持つ娘を「未来への憧れを持って生んだ」と述べ、娘を見ると「力が湧いてくる気がする」と語る。その娘を世話するという使命のために、フルーツショップを開き、SNSで記事を書く日々を送る。

また、Pさんは裁判で、自身を強姦したCさんを訴えることをC家側の人びとの説得に応じて諦めた。また政治審査で不利になりうる子どもたちの未来を守るという理由付けを受け入れたような語り口をする。それは、父親が有罪判決を受けると子どもたちが公務員試験に参加する資格を失うことを避けるために、Cさんに負けることを選んだというものであり、同時に、裁判に勝ったとしても2人の子どもを養育するにあたって自分が経済的に困難を抱えており、起訴を取り下げの方が早く離婚できるという実利的な理由にも基づいている。他方で、Pさんは明確に語っていないが、彼女が故郷を離れる前に行ったC家のドアの前に粉ミルクを置く行為と、「何と言っても、自分の子どもなので」という言葉は、Cさんの犯罪行為やそれに加担した人びとは許せなくても、子どもには罪はないとする判断も彼女の中にあつたことを示している。このように対他的には諦めや服従に見えることでも、Pさんの語りにおいては、単に受動的に説得されたのではなく、現時点での自身が置かれた状況や生活、自身にとって大切に譲れない子どもなどの存在に対する総合的判断を行った上で、自らの人生の道を切り開いた経験として提示されるのである。

## 7. 結論

これらの語り口は、不服従の姿勢とも諦めの姿勢とも明確に区別することは難しい。例えば、Mさんが補償金をもらう権利を主張しないことは、なすすべがないがための消極的な選択とみることもできるし、補償金を受け取ら

ないという抵抗をしているとみることもできる。彼女は、辛い人生を語らせないようにする娘の配慮に抵抗していないともいえるし、娘から体のケアをしてもらい、幸せな思い出とともに生きていくことを選択しているともいえる。PさんがCさんとの子どもとの交流を拒んでいる現状は、2人の子どもとの関係に葛藤している状態ともいえる。障害を持つ娘を育てることで、さらなる過酷な運命に翻弄されている状態でもあり、かつそれこそがPさんが生きていく根拠になっているともいえる。

彼女たち新婦仔が直面してきた様々な局面で彼女たちにとって重要なことは、人生を紡いでいくために自らを納得させること、すなわち自身にとっての支えや生きる根拠を見いだしていくといった実践であるように思われる。この自身にとっての「救い」を見いだす実践は、抵抗する／受け入れるといった図式のなかにはない。またこの人生の岐路に立った時の選択は、心の持ちようだけの問題ではなく、生活を成り立たせ、生きのびるという実利的で現実的な問題と連動したものである。

こうした新婦仔たちの「救い」を見いだす実践は、おそらく幼少期に虐待や差別などのトラウマを抱える事態に置かれた人びとが、その後自ら的人生を取り戻していく過程にも見られるだろう。しかし、中国において新婦仔という存在が、伝統的な婚姻制度や慣習、それを支える家族規範・ジェンダー規範等と関連付けられて議論されてきたために、これまでは、彼女たちの実践や新婦仔像を、そうした制度や規範あるいは社会構造のなかで捉える見方しか提示されてこなかった。本稿は、過酷な状況に置かれた者が支えや「救い」を見いだす実践が、現在でも存在している新婦仔の問題を考えるうえで重要であることを提示した。今後は、新婦仔たちと経験的な意味で類似した対象との比較研究を通じて、この問題を掘り下げていきたい。また本稿では、婚家で非常に過酷な経験をし、逃げた新婦仔を扱ったが、冒頭で触れた通り、中には養家で大切にされ、婚姻相手と添い遂げる者もいる。今後は、新婦仔の経験に影響を与える地域の経済状況や文化的な差異や、逃げた新婦仔と養家に留まる新婦仔による生家や親族とのつながりの違いを検討していきたい。

## 注

- 1 養取的縁組制度の面では、『西江視察紀事』巻四に「父母が娘を溺死させようとし、第三者で救い取った者がいたならば永久にその者の娘とすることを許し、その娘の婚礼はその者に任せるようにする」という記述がある。具体的には小川（2014）を参照されたい。
- 2 近年では、NPOの働きも活発化している。ボランティアたちは新婦仔のDNAを登録し、「実家探し」活動を展開している。陳少遠（2018）を参照されたい。

## 参考文献

- 阿部利洋、2021「ソフトレジスタンス論の射程——集合的なブレイとコンヴィヴィアリティ」松田素二ほか編『日常実践の社会人間学——都市・抵抗・共同性』山代印刷株式会社出版部、131-142
- 陳根發、2013「中国における人身売買と法規制」『立命館国際地域研究』38、25-36
- 陳少遠、2018「莆田棄女」穀雨実験室 - 騰訊新聞  
(2021年10月12日取得、<https://mp.weixin.qq.com/s/1Ukbbgsc81fgGfv1ezRp7Q>)
- Fei, Hsiao-Tung, 1939, *Peasant Life in China: A Field Study of Country Life in the Yangtze Valley*, Routledge & Kegan Paul (= 費孝通、2018『江村経済』北京聯合出版公司)
- Freedman, Maurice, 1966, *Chinese Lineage and Society: Fukien and Kwangtung*, Athlone Press (= 瀬川昌久訳、1995『中国の宗族と社会』弘文堂)
- Gutmann, Matthew C., 1993, "Rituals of Resistance: A Critique of the Theory of Everyday Forms of Resistance", *Latin American Perspectives*, 20 (2), 74-92
- Kleinbach, Russell, and Babaiarova, Gazbubu, 2013, "Reducing Non-Consensual Bride Kidnapping in Kyrgyzstan", *Eurasian Journal of Social Sciences*, 1 (1), 50-60
- 小浜正子ほか編、2018『中国ジェンダー史研究』京都大学学術出版会
- 李奎原、2017「中国童養媳研究——以近代江西為中心的透視」天津商業大学碩士論文
- 丸山里美、2013『女性ホームレスとして生きる——貧困と排除の社会学』世界思想社

- 松田素二、1999『抵抗する都市——ナイロビ移民の世界から』岩波書店
- 小田亮、2017「はぐらかし・やり過ごしという『日常的抵抗』」小田亮連載ホームページ  
(2021年8月20日取得、<https://www.hyjsusume.com/entry/2017/06/07/120000>)
- 小川快之、2014「清代江西・福建における「溺女」習俗と法について」山本英史編『中国近世の規範と秩序』研文出版、247-270
- Sataeva, Begimai, 2017, "Public Shaming and Resistance in the Context of the Bride Kidnapping Phenomenon in Kyrgyzstan", the  
Master's Thesis of Gender Studies, University of Utrecht
- Scott, James C., 1985, *Weapons of the Weak: Everyday Forms of Peasant Resistance*, Yale University Press
- Wolf, Arthur P., and Huang, Chieh-Shang, 1980, *Marriage and Adoption in China, 1845-1945*, Stanford University Press
- 吉岡政徳、2000「歴史と関わる人類学」『国立民族学博物館研究報告別冊』21、3-34
- 張菁、2011「中国福建莆田童養媳問題調査」中国婦権 (2021年11月19日取得、<https://wrchina.org/archives/833>)
- 張琢・星明訳、2016「中国における婚姻と家族の研究」『佛教大学社会学部論集』63、79-100

## Practice of “Self-help” for Accommodating Themselves: Focusing on Chinese Child Brides' Life Histories regarding Family and Kinship Relationships

LI Sihang

Abstract:

In China studies, the tradition of child brides (*shin-pua*) has been simply interpreted as the victims in an exploitative structure or advocates for modern ‘marriage freedom.’ In other words, the figure of child bride has been proposed in a dichotomization such as obedience/resistance and passive/subjective. In this paper, I focus on two Chinese women, each of whom was adopted as a child bride and escaped from her husband’s family in order to illustrate these women as exceptions of the old stereotyped figure. Their life histories before escape elucidates how hard it was for them to be disobedient in the societal norm and structure of agricultural communities where the tradition of child bride was strongly maintained in connection with the idea of “women are inferior to men”. Conclusion presents the significance of their practices of self-acceptance and self-help for accommodating themselves to their post-escape lives neither for resisting nor relinquishing the predicament.

Keywords: child bride (*shin-pua*), marriage system, life history, self-help, relationship of family / kinship

### 自らにとっての「救い」を見いだす実践 ——中国新婦仔の家族・親族との関係に関わる生活史を中心に——

李 思 航

要旨：

幼少期に将来の婚家へ養子に出された女兒である新婦仔に関する従来の研究は、彼女たちを一枚岩的に構造的な被害者とみなしたり、近代的な「婚姻の自由」を訴える主体とみなしたりし、服従／抵抗、受動的／主体的という二分化された新婦仔像を提示してきた。本論文では、婚家から逃げ出した年代の異なる2人の新婦仔の生活史を事例に、二分化された新婦仔像から零れ落ちてきた実践を論じることを目的とする。そこで、まず新婦仔の慣行が農村部における「重男軽女」の考え方や地縁関係の中で維持され、彼女たちがそうした農村の社会規範や構造に対して不服従の姿勢を貫くことが困難であったことを明らかにする。その上で、新婦仔たちが自身のままならなかった状況に対して、不服従でもなく、諦めでもなく、今後の人生を紡いでいくために自らを納得させ、自身にとっての支えや生きる根拠を見いだしていく実践を掘り下げていく重要性を提示した。

